

施策 1 3 3

児童虐待の防止と社会的養育の推進

【主担当部局：子ども・福祉部】

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

地域社会全体の児童虐待防止に対する理解が進み、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応により、虐待被害から子どものかけがえのない命や尊厳が守られています。また、全ての子どもが家庭、あるいは良好な家庭的環境でできる限り養育されるよう、市町による子ども家庭支援や里親委託、施設の小規模グループケア化などの取組が進んでいます。

主指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
児童虐待の早期対応力強化に取り組む市町数		20市町		23市町		29市町
	14市町					
目標項目の説明と令和3年度目標値の考え方						
目標項目の説明	県が派遣するスーパーバイザーやアドバイザーの専門的知見の活用などにより児童虐待の早期発見、早期対応力の向上に取り組む市町数					
3年度目標値の考え方	早期に全市町で児童虐待の早期対応力強化が図られることをめざし、子ども家庭総合支援拠点の設置状況や、スーパーバイザーやアドバイザーの活用状況をふまえ、令和3年度の目標値を設定しました					

副指標						
目標項目	令和元年度	2年度		3年度	4年度	5年度
	現状値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値
児童養護施設・乳児院の多機能化等の事業数（累計）		11事業		12事業		16事業
	8事業					
里親・ファミリーホームでケアを受けている要保護児童の割合		30.0%		31.0%		35.0%
	29.4%					

現状と課題

- ①児童虐待相談対応件数は全国的に増加しており、その内容もより複雑化する中、これまで介入支援機能や法的対応力の強化に向けた専門職の配置、全国に先駆けた独自のリスクアセスメントツールの導入、子どもの権利擁護のためのアドボケイトの養成など、相談支援体制の強化に取り組んできました。令和2年7月からは、県内すべての児童相談所でAIを活用した児童虐待対応支援システムの運用を開始しました。今後も、AIシステムのさらなる精度の向上を図りながら児童相談所の対応力を強化し、子どもの安全安心につなげていくことが必要です。
- ②社会全体で児童虐待の防止に取り組んでいく必要があることから、すべての子どもとその家庭に対して適切な福祉的支援を提供する「子ども家庭総合支援拠点」を、令和4年度までに県内すべての市町で整備する必要がありますが、現在6市での設置にとどまっており、拠点の早期設置に向けた取組が必要です。
- ③新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まったことを契機として国において策定された「子どもの見守り強化アクションプラン」に基づき、要保護児童対策地域協議会が中心となって様々な関係機関に協力を求め、見守りを行いました。今後も継続して子ども等の見守りを行うとともに、外国につながる子どもに対する虐待も増加していることから、取り巻く環境の変化にも注視していくことが必要です。
- ④平成28年には、児童福祉法が改正され、子どもが権利の主体であることに加え、家庭養育優先原則が明確に示されたことから、令和元年度に「三重県社会的養育推進計画」を策定しました。今年度は、里親業務を包括的に実施するフォスタリング機関を県内に2か所設置するとともに、児童に関する相談に応じ、必要な助言等を行う児童家庭支援センターを紀州児童相談所管内に整備しました。今後も、社会的養育の推進に向け、里親委託と施設環境の充実をさらに推進するとともに、子どもの権利擁護の取組、自立支援の推進、市町の子ども家庭支援体制の構築を進める必要があります。
- ⑤児童養護施設等において、新型コロナウイルスの感染が疑われる者を分離する場合に備え、個室化に要する経費を補助することで、施設等の事業継続を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症の発生等により職員が不足する事態に備え、あらかじめ、施設等の間で応援職員を派遣するための相互応援体制を構築しました。今後も、感染症がもたらした新たな生活様式に合わせて、児童養護施設等の多機能化等を図っていくことが必要です。

令和3年度の取組方向

- ①児童相談所における対応力の強化のため、AIシステムの活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上やシステムのシミュレーション機能を活用した職員の判断の質の向上を図り、迅速で的確な相談対応を行うとともに、その後の再発防止、家族再統合等の家族支援のため、ニーズアセスメントツールの精度を高め、法的対応や介入型支援を推進します。また、国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に対応するため、児童福祉司や児童心理司などの専門職の増員を進め、児童相談所の体制強化に努めます。
- ②子ども家庭総合支援拠点の設置に向けては、個別の相談会や研修会などを実施し、市町による地域の実情に合わせた拠点づくりを支援することで、市町において福祉に関する必要な支援が行われる体制が整うよう取り組んでいきます。

- ③新型コロナウイルス感染の影響が継続する中、関係機関に協力を求め、支援ニーズの高い子ども等を定期的に見守る体制の確保を支援します。また、要保護児童対策地域協議会に対し、運営などに関して専門的な助言を行うアドバイザーを派遣し、対応力の強化を図り、市町における児童相談体制の強化に向けて取り組んでいきます。さらに、外国につながる子どもの一時保護が増加しており、これまでの行政機関などでの見守りだけでは対応が困難なため、NPOと連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。
- ④多機関連携、協同面接、アドボケート養成、家庭復帰プログラムなど、子どもの権利擁護を重視した取組の充実に努めます。また、「三重県社会的養育推進計画」に基づき、関係者との密接な連携・協力のもと、家庭養育の推進に向けてフォスタリング体制の構築を進め、里親制度を多角的に普及・啓発するとともに、新たな里親登録者の拡大、里親の養育技術の向上等の取組を進めます。さらに、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設および乳児院の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設機能の高度化と、これまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援します。加えて、児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。
- 児童養護施設に入所している要保護児童等の自立支援に向けては、生活相談員を配置するなど、退所後の就労や生活を支援し、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。
- ⑤新型コロナウイルス感染症の影響をふまえ、児童養護施設等における感染防止対策に必要な物品等の購入経費や、個室化に要する経費、事業を継続的に実施していくために必要な経費を補助します。

主な事業

- ①（一部新）管理運営費【基本事業名：13301 児童虐待対応力の強化】
予算額：(R2) 64,492千円 → (R3) 89,803千円
事業概要：県内6か所に設置した児童相談所において、養護相談や障がい相談等に応じるとともに、児童虐待対応にあたります。また、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づく専門職の人員増などに対応し、児童相談体制の強化を図るため、必要となる施設の改修を行います。
- ②（一部新）児童一時保護事業【基本事業名：13301 児童虐待対応力の強化】
予算額：(R2) 239,036千円 → (R3) 286,649千円
事業概要：児童相談所に併設する一時保護所や施設等への委託一時保護により被虐待児童等を保護し、児童の安全の確保を図るとともに、専門職による心のケア等を行います。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、児童相談所に併設する一時保護所の個室化などの改修を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者となった児童のうち、家庭での養育が困難な児童を一時保護するため、宿泊施設を借り上げます。

③（一部新）児童虐待法的対応推進事業【基本事業名：13301 児童虐待対応力の強化】

予算額：(R2) 168,433千円 → (R3) 123,295千円

事業概要：児童相談所の法的対応、介入型支援を強化し、児童虐待に的確に対応するため、AI技術の活用によりアセスメントの精度を高めます。また、子どもの権利擁護を推進するため、多機関連携の推進や協同面接の確立に取り組むとともに、アドボケイト（代弁・擁護者）の養成、適切な家庭復帰に向けた仕組みづくりを進めます。さらに、国が進める要保護児童等に関する情報共有システムに対応するため、児童相談システムの改修を行います。加えて、児童相談所に外国人支援員を配置し、一時保護した外国につながる児童の支援を行うとともに、家庭復帰後も定期的に家庭訪問に同行するなど、虐待の再発防止に努めます。

④市町児童相談体制支援推進事業【基本事業名：13301 児童虐待対応力の強化】

予算額：(R2) 7,064千円 → (R3) 3,222千円

事業概要：市町との継続した定期協議を実施し、要保護児童対策地域協議会の運営強化のためのアドバイザー派遣等を行うとともに、市町職員を対象とした研修の充実を図ります。また、市町の子ども家庭総合支援拠点設置のための支援を行います。

⑤（一部新）家庭的養護推進事業【基本事業名：13302 社会的養育の推進】

予算額：(R2) 201,273千円 → (R3) 81,835千円

事業概要：「三重県社会的養育推進計画」に基づき、里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチング、里親委託中から委託解除後の支援までを行う里親養育包括支援体制（フォスターリング機関）の整備を進めます。また、里親やファミリーホームに対し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に必要な物品等の購入経費を補助します。

⑥（新）児童養護施設費【基本事業名：13302 社会的養育の推進】

予算額：(R2) ー千円 → (R3) 318,463千円

事業概要：児童養護施設等の人材確保を支援するとともに、小規模グループケア化や多機能化に向けた取組を支援します。また、児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に関する相談窓口を設置し、継続的なサービス提供が可能となるよう支援します。さらに、児童養護施設等に対し、感染症の感染防止対策に必要な物品等の購入経費や、個室化に要する経費等を補助します。加えて、乳児院における医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置し、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進します。

⑦家族再生・自立支援事業【基本事業名：13302 社会的養育の推進】

予算額：(R2) 35,056千円 → (R3) 13,465千円

事業概要：入所児童の処遇向上を図るため、児童養護施設職員等の人材育成に取り組むとともに、退所者に対し生活の場の提供や身元保証を行います。また、施設等における自立支援体制を充実させるとともに、企業、NPO等と連携し、就労支援のネットワークづくりを進めるなど、施設退所前から退所後まで切れ目のない支援体制を整備します。